

# 条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育事業委託実施要項

平成22年2月19日  
平成23年 1月24日改正  
平成24年 2月10日改正  
平成25年 2月 8日改正  
平成27年 2月 4日改正  
平成28年12月21日改正  
平成30年 1月 9日改正  
平成30年 4月 6日改正  
文化庁次長決定

## 1 趣 旨

平成14年8月7日付け閣議了解「難民対策について」等に基づき、条約難民（その家族を含む。以下同じ。）等に対し、日本語習得のための便宜供与を行う事業（以下「条約難民に対する日本語教育事業」という。）を実施するとともに、平成26年1月24日付け閣議了解「第三国定住による難民の受入れの実施について」等に基づき、第三国定住により我が国に受け入れる難民（以下「第三国定住難民」という。）に対し、日本語習得のための便宜供与を行う事業（以下「第三国定住難民に対する日本語教育事業」という。）を実施することにより、条約難民及び第三国定住難民の我が国への定住の促進及び円滑化を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

### (1) 条約難民に対する日本語教育事業

- ① 定住を希望する条約難民等を対象とした日本語教室を設置し、572授業時間（1授業時間は45分とする。）の日本語教育プログラムを実施すること。その他、受講者の日本語習得に必要な措置を講じること。
- ② 条約難民等に対し、日本語教室で使用する教科書を提供し、また、学習教材（条約難民等の使用言語に翻訳されたもの）を必要に応じて提供すること。
- ③ 条約難民等の日本語学習を支援する者（以下「条約難民日本語学習支援者」という。）に対し、学習教材等を必要に応じて提供すること。
- ④ 条約難民等や条約難民日本語学習支援者ほか、日本語教育に関わる者に対する日本語教育相談を実施すること。

### (2) 第三国定住難民に対する日本語教育事業

- ① 定住を希望する第三国定住難民を対象とした日本語教室を設置し、572授業時間（1授業時間は45分とする。）の日本語教育プログラムを実施すること。その他、受講者の日本語習得に必要な措置を講じること。
- ② 第三国定住難民に対し、日本語教室で使用する教科書を提供し、また、学習教材（第三国定住難民の使用言語に翻訳されたもの）を必要に応じて提供すること。
- ③ 第三国定住難民の日本語学習を支援する者（以下「第三国定住難民日本語学習支

援者」という。) に対し、学習教材等を必要に応じて提供すること。

- ④ 第三国定住難民や第三国定住難民日本語学習支援者など日本語教育に関わる者に対する日本語教育相談を実施すること。
- ⑤ 第三国定住難民に対する日本語教育の効果について調査・検証を行うこと。
- ⑥ 定住後の第三国定住難民に対する日本語教育を定住先の地方公共団体等と連携を図りながら行うこと。
- ⑦ 定住後の第三国定住難民のための通信による読み書き日本語学習教材及び日本語学習支援者のための学習支援ツールを開発すること。

### 3 事業に係る業務の委託先

文化庁は上記1の趣旨を実現するため、法人格を有する団体に事業に係る業務（以下「業務」という。）を委託する。

### 4 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から委託を受けた日の属する年度終了の日又は業務が完了した日のいずれか早い日までとする。

### 5 委託手続

- (1) 団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体に業務を委託する。

### 6 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に必要な経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、保険料、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、受託団体が契約の定め違反したとき又は業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除及び経費の全部又は一部に係る委託費の返還を命じることができる。

### 7 業務完了の報告

受託団体は、業務が完了したとき（契約が解除されたときを含む。）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了(廃止)した日から30日を経過した日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

### 8 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了（廃止）報告書について照合及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適切であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 9 その他

- (1) 文化庁は、受託団体における業務の実施が上記1の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じて業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 受託団体は業務の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、業務の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。
- (6) 難民救援のための日本語教育事業委託実施要項については、廃止する。